

新旧対照表（建設工事における現場代理人の常駐緩和及び技術者の専任等に係る取り扱いについて）

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>建設工事における現場代理人の常駐緩和及び技術者の専任等に係る取り扱いについて</p> <p style="text-align: right;">令和8年3月10日 <u> </u></p> <hr style="width: 20%; margin-left: auto; margin-right: 0;"/> <p style="text-align: right;">宇和島市契約検査室</p> <p>建設業法及び建設業法施行令に基づき、<u>令和8年4月1日以降</u>の宇和島市発注工事における現場代理人の常駐緩和及び技術者の専任等の取扱いについて、当分の間、次のとおりとします。</p> <p>1. 現場代理人の常駐緩和について</p> <p>宇和島市建設工事請負契約約款第10条に規定する現場代理人について、下記の【共通要件】を全て満たし、かつ【個別要件】ア又はイのいずれかに該当する場合は、他の工事の現場代理人との兼任を認めるものとする。ただし、【個別要件】ア、イの併用はできない。</p> <p>【共通要件】</p> <p>(1) ～ (4) 省略</p> <p>(5) 兼任件数には、主任（監理）技術者等との兼任 <u>(修繕含む)</u> <u>及び200万円以下の随意契約による工事</u> も含まれる。</p>	<p>建設工事における現場代理人の常駐緩和及び技術者の専任等に係る取り扱いについて</p> <p style="text-align: right;">令和8年3月10日 <u>通知</u></p> <p style="text-align: right;"><u>令和8年5月27日改正</u></p> <p style="text-align: right;">宇和島市契約検査室</p> <p>建設業法及び建設業法施行令に基づき、<u>令和8年6月1日以降</u>の宇和島市発注工事における現場代理人の常駐緩和及び技術者の専任等の取扱いについて、当分の間、次のとおりとします。</p> <p>1. 現場代理人の常駐緩和について</p> <p>宇和島市建設工事請負契約約款第10条に規定する現場代理人について、下記の【共通要件】を全て満たし、かつ【個別要件】ア又はイのいずれかに該当する場合は、他の工事の現場代理人との兼任を認めるものとする。ただし、【個別要件】ア、イの併用はできない。</p> <p>【共通要件】</p> <p>(1) ～ (4) 省略</p> <p>(5) 兼任件数には、主任（監理）技術者等との兼任 <u>の工事及び修繕</u> <u>(200万円以下の随意契約含む)</u> も含まれる。</p>

(6) 省略

【個別要件】

ア

兼任する工事が3件以内で、兼任するすべての工事の請負代金額が4,500万円（建築一式工事にあつては9,000万円）未満であること。

ただし、変更契約により兼任工事のいずれかの請負代金額が4,500万円（建築一式工事にあつては9,000万円）以上となった場合は、この要件での兼任は認めない。

イ

兼任する工事が2件以内で、兼任するいずれか又は両方の工事の請負代金額が4,500万円（建築一式工事にあつては9,000万円）以上であり、建設業法施行令第27条第2項の規定により主任技術者の兼任が認められる2の要件を満たす場合であること。

【手続き】省略

2～6 略

(6) 省略

【個別要件】

ア 主任技術者の専任での配置を要しない工事の場合

兼任する工事が3件以内で、兼任するすべての工事の請負代金額が4,500万円（建築一式工事にあつては9,000万円）未満であること。

ただし、変更契約により兼任工事のいずれかの請負代金額が4,500万円（建築一式工事にあつては9,000万円）以上となった場合は、この要件での兼任は認めない。

イ 主任技術者の専任での配置を要する工事の場合

兼任する工事が2件以内で、兼任するいずれか又は両方の工事の請負代金額が4,500万円（建築一式工事にあつては9,000万円）以上であり、建設業法施行令第27条第2項の規定により主任技術者の兼任が認められる要件（工事現場相互の最も近い地点の間隔が直線距離で10km以内）を満たす場合であること。

なお、現場代理人として配置されている工事とは別の工事の主任技術者を兼任することも認める。ただし、その場合であっても、上記イの要件を超える条件での兼任は認めない。

【手続き】省略

2～6 略

附 則

この規定は、令和8年6月1日から施行する。